

○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(昭和 45 年 10 月 31 日 条例第 14 号)

改正 令和元年 12 月 27 日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 29 条第 2 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第 2 条 戒告処分は、任命権者が当該職員にその責任を確認させてその将来を戒める旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

2 減給、停職又は懲戒処分としての免職処分は、任命権者が当該職員に辞令を交付しなければならない。

(減給・停職の効果等)

第 3 条 減給の期間、金額及び停職の期限等については、筑後市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 29 年条例第 40 号）を準用する。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 1 年以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職期間中いかなる給与も支給されない。

(規則への委任)

第 5 条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 27 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。